

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を
改正する規則案について

令和7年（2025年）9月17日提出

教育長 山根直樹

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を
改正する規則

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第16条第2項中「介護時間については、」を削り、「第12条（第3項を除く。）の規定を」を「第12条第1項の規定は、介護時間について」に改め、「市勤務条件規則第12条第2項中「連続した2時間」とあるのは「連続した2時間（当該教育会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と、「当該2時間」とあるのは「当該2時間又は当該減じた時間」と」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護時間は、1日を通じ、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間とする。

- (1) 当該教育会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間が7時間45分を下回らない場合 次のア及びイに掲げる日に依り、当該ア及びイに定める時間

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間（以下「第1号部分休業時間」という。）がある日 2時間から第1号部分休業時間を減じた時間

イ 第1号部分休業時間がない日 2時間

- (2) 当該教育会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間が7時

間45分を下回る場合 次のア及びイに掲げる日に応じ、当該ア及びイに定める時間

ア 第1号部分休業時間がある日 当該勤務時間から5時間45分及び第1号部分休業時間を合計した時間を減じた時間

イ 第1号部分休業時間がない日 当該勤務時間から5時間45分を減じた時間

(2) 別表4 3の項中「(平成3年法律第110号)」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(理 由)

介護休暇及び介護時間の取得できる時間帯の制限を廃止するため、本案を提出する。

令和7年第16回教育委員会会議 提出議案の概要について

(教育委員会総務部総務課庶務係)

【議案第1号】札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正の背景

(1) 国の動き

男女共に仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を行うことを目的として、育児介護休業法の一部が改正された。

(2) 国家公務員の動き

国家公務員の育児休業等に関する法律や人事院規則が改正され、国家公務員が取得する介護休暇及び介護時間の取得時間帯について、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する制限が廃止された。

(3) 本市常勤職員の動き

上記改正や今後、在宅勤務の普及により勤務時間の途中の時間帯において介護を行う職員の需要が想定されることを踏まえ、介護休暇及び介護時間について、国家公務員と同様の制限を廃止することとし、札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則（以下、「市勤務条件規則」という。）の一部が改正された。

2 本議案による改正内容

要介護者の介護を行う場合に取得することができる介護休暇及び介護時間について、上記1のとおり、本市常勤職員の取得可能時間帯について、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する制限を廃止する改正を行っていること踏まえ、教育委員会において任用されている会計年度任用職員についても、同様の取扱いとすることとし、これに伴う規定整備を行う。

3 施行期日

市勤務条件規則の改正と合わせ、令和7年10月1日とする。

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年教育委員会規則第18号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(介護時間) 第16条 (省略) (新設)</p> <p>2 介護時間については、市勤務条件条例第15条の2（第3項を除く。）並びに市勤務条件規則第8条第5項及び第12条（第3項を除く。）の規定を準用する。この場合において、市勤務条件規則第8条第5項中「条例第12条第2項第1号から第3号までに規定する者」とあるのは「教育委員会が別に定める者」と、「同項第1号から第3号までに規定する者」とあるのは「当該教育委員会が別に定める者」と、市勤務条件規則第12条第2項中「連続した2時間」とあるのは「連続した2時間（当該教育会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45</p>	<p>(介護時間) 第16条 (現行のとおり)</p> <p>2 介護時間は、1日を通じ、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>(1) 当該教育会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間が7時間45分を下回らない場合 次のア及びイに掲げる日に依り、当該ア及びイに定める時間</p> <p>ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間（以下「第1号部分休業時間」という。）がある日 2時間から第1号部分休業時間を減じた時間</p> <p>イ 第1号部分休業時間がない日 2時間</p> <p>(2) 当該教育会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間が7時間45分を下回る場合 次のア及びイに掲げる日に依り、当該ア及びイに定める時間</p> <p>ア 第1号部分休業時間がある日 当該勤務時間から5時間45分及び第1号部分休業時間を合計した時間を減じた時間</p> <p>イ 第1号部分休業時間がない日 当該勤務時間から5時間45分を減じた時間</p> <p>3 市勤務条件条例第15条の2（第3項を除く。）並びに市勤務条件規則第8条第5項及び第12条第1項の規定は、介護時間について準用する。この場合において、市勤務条件規則第8条第5項中「条例第12条第2項第1号から第3号までに規定する者」とあるのは「教育委員会が別に定める者」と、「同項第1号から第3号までに規定する者」とあるのは「当該教育委員会が別に定める者」と読み替えるものとする。</p>	<p>介護時間を取得できる取得時間帯の制限の廃止及び規定整備</p> <p>介護時間を取得できる取得時間帯の制限の廃止に伴う規定整備</p>

分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間」と、「当該2時間」とあるのは「当該2時間又は当該減じた時間」と読み替えるものとする。

別表4

事由		期間
1・2	(省略)	
3	教育会計年度任用職員の父母、配偶者又は子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）の追悼のための特別な行事（死亡後15年以内のものに限る。）が行われる場合	(省略)
4～21	(省略)	

備考 (省略)

別表4

事由		期間
1・2	(現行のとおり)	
3	教育会計年度任用職員の父母、配偶者又は子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）の追悼のための特別な行事（死亡後15年以内のものに限る。）が行われる場合	(現行のとおり)
4～21	(現行のとおり)	

備考 (現行のとおり)

規定整備